



2020年3月27日付財務省令第361号(仏歴2563年)による源泉徴収税率軽減率要旨

	課税所得の種類	源泉徴収税納税義務者	源泉徴収税利率(通常の場合)	2020年4月1日-9月30日までの課税所得の支払に対する源泉徴収税率軽減率	電子源泉徴収税申告による2020年10月1日-2021年12月までの課税所得支払に対する源泉徴収税軽減率
1.	第40条(2) - 人的役務提供所得 - コミッション	- 会社 - 法人格を有する組合 - <u>財団又は社団は除く。</u>	3%	1.5%	2%
2.	第40条(3) - のれんの対価 - 著作権その他の権利の対価	- 同上	3%	1.5%	2%
3.	第40条(6)(7) - 事由専門家職業に係る所得 - 主要な資材を請負人から調達する場合の工事の請負に係る所得	- 同上	3%	1.5%	2%
4.	第40条(8) - 請負取得 - 報奨金、割引その他便益	- 法人税納付義務のある者 - 個人所得税納付義務のある者	3%	1.5%	2%